

シニア雇用創出支援（南あわじ市高齢者等元気活躍推進事業） 委託仕様書

1 委託業務名

シニア雇用創出支援（南あわじ市高齢者等元気活躍推進事業）

2 目的

南あわじ市では、生涯活躍社会の実現に向け、意欲ある高齢者等が希望に沿って地域を支える様々な社会参加ができるよう、高齢者等元気活躍推進事業を実施している。

本委託業務では、シニア就業を促進する「働くシニア応援プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）に参加する市内事業者（以下「モデル事業者」という。）の開拓を進め、本事業で用いる「仕事の切り出し」手法により、シニアが無理なく働くことができる多様な就業機会の創出につなげることを目的とする。

また、本プロジェクトと、障害者等の就労困難者を対象にした短時間就労の機会創出を目的とする「超短時間雇用創出プロジェクト」との連携及び統合を見据え、シニア雇用創出支援（南あわじ市高齢者等元気活躍推進事業）（以下「本業務」という。）を通じて得られた事業者情報、業務内容及び仕事の切り出しに関する知見を、発注者において関連事業の推進に活用することにより、多様な市民が地域で活躍できる環境づくりにつなげるものとする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

4 委託業務内容

受注者は、以下の業務を実施する。なお、各項目に記載する参考実績は、令和5年度から令和7年度までの3年度の実績に基づく平均値であり、本業務の実施にあたっては、当該実績を参考に必要な業務量を見込むものとし、事業者の状況、就業機会の創出可能性等に応じて、発注者と協議のうえ実施するものとする。

(1) 本プロジェクトモデル事業者募集に関する支援

ア 実施内容

- ・受注者は、市内事業者に対し、メール、電話、訪問等により、本プロジェクトへの参加を働きかける。
- ・実施にあたっては、本業務の目的、シニア雇用の必要性、短時間・軽作業等の仕事の切り出しの考え方、シニア人材を活用することによる事業者側の利点等が伝わるよう、発注者と協議のうえ適切な方法により実施する。
- ・事業者への働きかけは、新規事業者に限らず、過年度にモデル事業者となった事業者を含むものとし、発注者と協議のうえ、就業機会の創出につながる可能性が高い事業者を中心に実施するものとする。
- ・なお、実施にあたっては、単なる訪問件数の確保を目的とするのではなく、仕事の切り

出し、求人内容の整理、相談窓口等で活用可能な情報の作成につながる取組を重視するものとする。

イ 参考実績（過去3年度平均）

- ・事業者への働きかけ件数 約 530 件/年

(2) モデル事業者に対するシニア雇用創出の支援

- ① (1)の取組により、新規でモデル事業者となった事業者を対象に本プロジェクトの理解を深めるための勉強会を開催

ア 実施内容

- ・具体的な開催方法、開催日時、場所、内容等については、発注者と協議のうえ決定する。
- ・対面で実施する場合の会場設営及び撤去は、原則として受注者が行うものとする。
- ・説明又は勉強会等においては、高齢者雇用の必要性、本プロジェクトの有用性、シニアが無理なく働くことができる仕事の切り出しの考え方、事業者に期待される役割等を分かりやすく伝えるものとする。
- ・必要な資料の作成、印刷及び配布は、受注者が行う。
- ・勉強会は、対面での実施を基本とするが、事業者の状況等を踏まえ、発注者と協議のうえ、オンライン会議システム等を活用して実施することもできるものとする。

イ 参考実績（過去3年度平均）

- ・勉強会開催回数 3 回/年

- ② モデル事業者への「仕事の切り出し」支援

受注者は、モデル事業者等に対し、シニア雇用の創出に向けた仕事の切り出し支援を行う。

ア 実施内容

- ・仕事の切り出しに必要な情報の収集
- ・事業者の人手不足の状況及び業務内容の聞き取り
- ・シニアが無理なく従事できる業務内容の整理
- ・勤務時間、勤務日数、業務負担、必要な経験、資格等の確認
- ・切り出した仕事をシニアに分かりやすく伝えるための資料作成
- ・切り出した仕事の求人票、又は求人票作成に必要な情報の整理及び作成支援
- ・仕事の切り出しにあたっては、シニアが無理なく継続して働くことができるよう、業務内容、身体的負担、勤務時間、勤務場所、対人対応の有無等を確認し、必要に応じて事業者に助言を行う。
- ・仕事の切り出し支援は、事業者への訪問により実施することを基本とする。ただし、事業者の状況、業務内容、協議の進捗等を踏まえ、発注者が適当と認める場合は、オンライン会議システム等を活用して実施することもできるものとする。

イ 対象事業者

- ・「仕事の切り出し支援」の対象事業者は、新たに本プロジェクトに参加する新規モデル事業者の他、過年度にモデル事業者となった事業者とする。

ウ 参考実績（過去3年度平均）

- ・仕事の切り出し支援件数 約15件/年

(3) 上記内容の実施結果報告書（以下「報告書」という。）等の作成と提出

① 報告書等の提出等

ア 提出期限 令和9年3月31日

イ 提出場所 南あわじ市福祉部 長寿・保険課 生涯活躍推進室

ウ 提出物 1. 報告書 1部

2. 報告書及び本業務で作成したファイル（電子データ）1部

② 報告書作成の留意点について

ア 提出期限内に指定された場所に提出すること。

イ 報告書の送付にあたっては、事前に発注者の承認を受けること。

ウ 業務実施状況等を分かりやすく編集すること。

5 委託料の支払い

委託料は、委託業務完了後、一括支払いとする。

6 一括再委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、予め発注者が認めた場合、この限りではない。

7 留意事項

(1) 本業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利を含む）、所有権その他一切の権利は発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(2) 成果物は発注者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとし、成果物の二次使用に関して、発注者にいかなる制限も課さないものとする。また、成果物は原則として、発注者が使用するMicrosoft Office製品（Word、Excel、PowerPoint等）により編集・加工が可能なファイル形式で提出すること。

(3) 使用する写真素材等については、インターネット上でも発信することから、著作権等（肖像権含む）に十分配慮し、二次的著作物に関する権利も譲渡の対象とし、二次利用が可能な

ものとする。

- (4) 本業務委託の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、発注者に不利益が生じないように受注者の責任においてこれを処理するものとする。
- (5) 成果物納入までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (6) 受注者は、本業務に関し、発注者から提供された資料、個人情報、事業者情報その他業務上知り得た秘密を第三者に漏えいし、又は開示してはならない。また、これらの情報を本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。この義務は、本業務終了後においても同様とする。
- (7) 受注者は、本業務において生成 AI その他これに類する技術を使用する場合は、事前に発注者と協議し、その使用目的、使用範囲及び使用方法について発注者の承認を受けるものとする。
- (8) 受注者は、発注者から提供された資料、個人情報、事業者情報その他非公開情報を、生成 AI 等の外部サービスに入力してはならない。ただし、個人情報、事業者情報その他非公開情報を含まない形に加工したうえで、発注者が事前に承認した場合は、この限りでない。
- (9) 受注者は、生成 AI 等を使用して成果物を作成する場合であっても、当該成果物の内容、正確性、適法性、著作権等の権利処理及び第三者の権利侵害の有無について、受注者の責任において確認し、発注者が二次使用できる状態で納品するものとする。また、当該成果物に関して第三者との間で著作権、肖像権、商標権その他の権利に関する問題が生じた場合は、受注者の責任と負担においてこれを処理するものとし、発注者に不利益を生じさせないものとする。
- (10) 本業務を通じて受注者が得た情報や知見については、発注者の判断により、同市内で実施する「超短時間雇用創出プロジェクト」と連携・活用する可能性があることを、受注者はあらかじめ承したうえで、本業務を受託すること。
- (11) 受注者は、発注者が本業務で得られた情報を「超短時間雇用創出プロジェクト」その他関連事業に活用するにあたり、発注者から求めがあった場合は、本業務の範囲内で必要な情報提供又は助言を行うものとする。

8 その他

- (1) 本事業の実施、本仕様書に定めのない事項、業務上発生した疑義については、発注者、受注者の両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 委託契約後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、発注者の承認を受けること。また、業務の実施にあたっては、発注者と十分協議したうえで行うこととする。

9 担当部局連絡先

南あわじ市役所 福祉部 長寿・保険課 生涯活躍推進室

電話 0799-43-5260 FAX 0799-43-5317

メール shougai katsuyaku@city.minamiawaji.hyogo.jp